

公 告

鹿掲示 1 号

川内港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づき、川内港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「川内港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」（平成 22 年 10 月 25 日公示）は廃止する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿児島税関支署長 下田 義文

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
川 内 港	(1) 川内港京泊地区 1 号及び 2 号岸壁（西側水深 7.5m 岸壁 200m 及び南側水深 12m 岸壁 240m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 183	
	(2) 川内港京泊地区 3 号岸壁（南側水深 7.5m 岸壁 130m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 183	
	(3) 川内港唐浜地区 1 号及び 3 号岸壁（南側水深 7.5m 岸壁 130m 及び南側水深 12m 岸壁 230m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 199 及び同地番地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
川 内 港	(1) 川内港京泊地区 1 号及び 2 号岸壁（西側水深 7.5m 岸壁 200m 及び南側水深 12m 岸壁 240m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 183	ただし、京泊地区岸壁又は唐浜地区岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。
	(2) 川内港京泊地区 3 号岸壁（南側水深 7.5m 岸壁 130m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 183	
	(3) 川内港唐浜地区 1 号及び 3 号岸壁（南側水深 7.5m 岸壁 130m 及び南側水深 12m 岸壁 230m）	薩摩川内市港町字唐山 6110 番 199 及び同地番地先	

3 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
川内港	(1) 川内港京泊地区1号及び2号岸壁(西側水深7.5m岸壁200m及び南側水深12m岸壁240m)1番ゲート	薩摩川内市港町字唐山6110番183	ただし、(1)から(3)及び(5)に掲げる場所において、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。
	(2) 川内港京泊地区1号及び2号岸壁(西側水深7.5m岸壁200m及び南側水深12m岸壁240m)2番及び3番ゲート	薩摩川内市港町字唐山6110番184	
	(3) 川内港京泊地区1号及び2号岸壁(西側水深7.5m岸壁200m及び南側水深12m岸壁240m)4番ゲート	薩摩川内市港町字唐山6110番180	
	(4) 川内港京泊地区3号岸壁(南側水深7.5m岸壁130m)	薩摩川内市港町字唐山6110番183	ただし、(4)に掲げる岸壁において、同岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接交通する場合に限る。
	(5) 川内港唐浜地区1号及び3号岸壁(南側水深7.5m岸壁130m及び南側水深12m岸壁230m)5番ゲート	薩摩川内市港町字唐山6110番196	